

第四章 考察

田中医院地区について

今回の調査区は約1,100m²の調査面積を測る。現状で周知されている包蔵地の範囲にあっては西端部に該当するが、この近隣においては、ほとんど発掘調査が行われていなかつたことから、遺跡の広がりなどを把握するうえでも興味深い地点であった。

調査の結果、掘立柱建物2棟をはじめ、道路状遺構3本、土坑60基、それに畝状遺構を形成する溝が多数検出された。掘立柱建物は、2棟とも2間×2間の規格を有する小規模な総柱建物であり、類例的には倉庫として機能したものと考えられる。立地からみて、道路遺構との関係が深いものと思われる。

道路遺構については、側溝の配置や形状などから3回の造営があったと考えられる。このうちのS F 1については、S D 1とS D 10を側溝とする心々距離が約3mの道路遺構である。また、S D 10と14を側溝にもつS F 2については心々距離が約5mを測る。S F 3とした道路遺構については、最大でも両側溝間の心々距離が1.5mにしか達しない。それぞれの新旧関係などについては不明確である。

土坑については、平面形が方形を中心としたものが多いものの、特に配置等に規則性は感じられない。遺物の出土が多かったのはS K 60で、壺A・壺B・蓋などの須恵器が出土している。

道路遺構の北側には溝状遺構が集中している。方位は、東西方向に走るものと南北方向へと向かうものの2種類に分類される。ほとんどのものが同質の覆土をもつことから、切り合いなどは不明確であったが、南北方向のものが東西方向のものを切ることだけは判明している。出土遺物については、ごく少量が出土する程度であったが、S D 49からは後述する「助郡」墨書土器が出土している。溝の性格については不明なものが多いが、複数の溝が密集し、かつ平行にならぶものについては、畝状遺構となる可能性があると思われる。

今回の調査で出土した遺物は、おおむね8世紀後半代から9世紀前半のものが中心であったが、一部に9世紀中葉以降にまで降ると考えられるものも見られた。特筆すべき遺物としては、上記した「助郡」や「田中」といった文字の書かれた墨書土器であり、特に前者については、全国的にも貴重な文字史料といえるであろう。

「助郡」墨書について

次に「助郡」と書かれた墨書土器について、考察を加えていきたい。

「助郡」という言葉の初現そのものは、中国の『三国志魏書卷16 鄭渾伝』にみられる。この場合の「助郡」とは、魏・呉・蜀の三国時代の軍制において、太守直属の軍隊とは別の、領地内における豪族の軍隊を統括する「助郡都尉」と云う官職の事と考えられ、この職は三国時代のみにとどまらず、六朝時代（宋・斉・梁・陳）にまで存在していたものである。

また、この遺物は9世紀前半代の須恵器の壺Aであり、東木津遺跡が一般集落とは異質な機能を有していたと思われる時期のものである。したがって、こうした渦中ににおいて当遺跡にもたらされたものと解することができよう。

この墨書を理解するにあたり、次の2点を提示しておきたい。

1. 「助」の文字をもって、「補佐する」又は「補完する」などという意味にとらえるもの。
2. 『三国志魏書卷16 鄭渾伝』や『新校本宋書／志／卷十八志第八／禮五』などにみられるように、地方豪族の私的軍隊をあらわす可能性。

前者と解した場合、東木津遺跡それ自体が「郡を助ける」機能を有していたという意味合いを考慮することになるが、郡を助ける— すなわち補佐するということは、現実的には郡の支配が及び、かつそれよりも下位に位置する存在ということになる。その場合は郷や里、その他郡司クラスの有力者が自ら直接統治した地域を対象とする可能性を考えるべきかと思われる。

なお、東木津遺跡の周辺地域をめぐっては、『倭名類聚抄』に記される「布師郷」に比定する声もある〔堀沢2001〕。過年度の調査では、「氣多大神宮寺（川崎説）」の木簡の文面の中に「布師三口」という文字が見られるものや、「布忍（師）郷」と刻書された須恵器が出土していることから、今回出土した墨書土器もまた「郡を助ける」という観点で、その下部組織にあたる布師郷を意味する可能性は考えられないものであろうか。

一方の後者の解釈については、今まで東木津遺跡から兵士の存在を示す考古学的資料（例えば鉄族・小札・鉄刀といった武器など）の出土が無いため、明確な判断を下せない現況にある。ただし、各國に配されている軍団の大少毅には、郡司などの地方豪族が任用されることがあるとされている〔井上1978〕。また、延暦11（792）年には、それまで軍防令の規定に準じて、兵士を各國の軍団へ供出していたのを廃止し、郡司の子弟からなる小規模な軍団（健兒）が諸国に配されている。したがって、このような背景から、地方豪族が私的な軍隊をもつまではいかないまでも、軍団への関わりは十分に考えられるかもしれない。もっとも、上記したように、当地においては、具体的資料の出土を待って、さらに詳細な検討が必要であるものと思われる。

なお、ここで論じた2案は、あくまで可能性を述べたまでのことであり、今後この墨書の意味や東木津遺跡の性格については、更なる議論を重ねていく必要があると考える。

【参考文献】

- 井上光貞 「補注 軍防令」『日本思想体系 律令』岩波書店 1978
池野正男 「越中における9世紀代の土器様相」『北陸の9世紀の土器様相』 1996
池野正男 「射水丘陵における8世紀中葉の画期」『北陸古代土器研究4』 1994
内田亜紀子 「越中における古代土師器の編年予察」『埋蔵文化財調査概要』 1997
川崎 晃 「氣多大神宮寺木簡と難波津歌木簡について」『高岡市万葉歴史館紀要第十二号』 2002
高岡市教育委員会 『石塚遺跡・東木津遺跡発掘調査報告』 2001
堀沢祐一 「越中国の律令祭祀と官衙遺跡」『フォーラム 古代北陸の郡の成り立ち』 2001